

第 1 章 調査の概要

1. 調査概要

(1) 高齢者基礎調査

①調査の目的

令和6年度を計画の始期とする第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎資料を得ることを目的とし、以下の調査を実施した。

②調査方法

いずれの調査も、郵送法（郵送配付・郵送回収）により実施した。

③調査期間

令和4年11月1日～令和4年11月28日

調査対象期日は、原則として令和4年10月1日現在とした。

④調査対象

各調査の調査対象者は、④特別養護老人ホーム入所待機者調査、⑤介護サービス事業所調査を除き住民基本台帳から無作為抽出した。無作為抽出は、調査間での対象者の重複を避け、所定の人数を抽出した。

| 調査種別 | 調査対象 | 図・表中での記載名 |
|-------------------|--|---|
| ①高齢者一般調査 | 介護保険の認定を受けていない65歳以上の区民から無作為に2,500人を抽出した（総合事業対象者を含まない）。 | 高齢者一般 |
| ②要支援・要介護認定者調査 | 介護保険の認定を受けている65歳以上の区民から無作為に6,500人を抽出した（総合事業対象者を含む）。 | 要支援認定者 |
| | | 要介護認定者 |
| ③これから高齢期を迎える方の調査 | 介護保険の認定を受けていない55～64歳の区民から無作為に800人を抽出した。 | これから高齢期 |
| ④特別養護老人ホーム入所待機者調査 | 特別養護老人ホーム入所待機者の方全員1,025人を対象とした。 | 【特養入所待機者】 全体 13ポイント以上 12ポイント以下 |
| ⑤介護サービス事業所調査 | 介護サービスを提供している区内の全事業所1,050事業所を対象とした。 | 介護サービス事業所 |
| ⑥介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の区民から無作為に2,200人を抽出した。 | |

※④特別養護老人ホーム入所待機者調査では、全体での集計の他に、練馬区特別養護老人ホーム入所基準の指数が13ポイント以上の方と12ポイント以下の方を分けて集計を行った

⑤回収状況

| No. | 調査種別 | 対象者数 | 回収数 | 回収率 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 高齢者一般調査 | 2,500 | 1,517 | 60.7% | 1,516 | 60.6% |
| ② | 要支援・要介護認定者調査 | 6,500 | 2,951 | 45.4% | 2,946 | 45.3% |
| | 要支援認定者 | 2,300 | — | — | 1,280 | 55.7% |
| | 要介護認定者 | 4,200 | — | — | 1,344 | 32.0% |
| ③ | これから高齢期を迎える方の調査 | 800 | 391 | 48.9% | 391 | 48.9% |
| ④ | 特別養護老人ホーム入所待機者調査 | 1,025 | 444 | 43.3% | 311 | 30.3% |
| | 12ポイント以下（指数低） | 767 | 353 | 46.0% | 246 | 32.1% |
| | 13ポイント以上（指数高） | 258 | 91 | 35.3% | 65 | 25.2% |
| ⑤ | 介護サービス事業所調査 | 1,050 | 540 | 51.4% | 540 | 51.4% |
| ⑥ | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 2,200 | 1,577 | 71.7% | 1,577 | 71.7% |

※②要支援・要介護認定者調査では、要介護度が不明な回答も有効とするため、要支援認定者と要介護認定者の合計が全体を示す数値と一致しない

(2) 在宅介護実態調査

①調査の目的

「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点から、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、調査を実施した。調査項目は『在宅介護実態調査』として国が示した内容とした。

②調査方法

介護保険認定調査実施時に、介護保険認定調査員等が、調査対象者や調査に立ち会っている家族などに、聞き取り調査を行った。

③調査期間

令和4年8月18日～令和4年11月30日

④調査対象

区内で在宅生活をしている、要支援・要介護認定の更新申請または区分変更申請に伴う認定調査対象者とその家族で、「在宅介護実態調査」へのご協力の了解を得られた方。

⑤回収状況

| 対象者数 | 有効回答数（率） |
|------|-------------|
| 616 | 616（100.0%） |

(3) 施設整備調査

①調査の目的

第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎資料を得ることを目的とし、区内に所在する介護保険施設等を対象に、施設の利用状況等の調査を実施した。

②調査方法

電子メールおよびFAXにより、配付・回収を実施した。

③調査期間

令和5年1月16日～令和5年1月31日

④回収状況

| 施設類型 | 施設数 | 回収数 | 回収率 |
|---|-------|------|--------|
| 1 特別養護老人ホーム | 37施設 | 37施設 | 100.0% |
| 2 ショートステイ | 42施設 | 42施設 | 100.0% |
| 3 介護老人保健施設 | 14施設 | 14施設 | 100.0% |
| 4 有料老人ホーム | 80施設 | 62施設 | 77.5% |
| 5 サービス付き高齢者向け住宅 | 20施設 | 10施設 | 50.0% |
| 6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 8施設 | 8施設 | 100.0% |
| 7 夜間対応型訪問介護 | 2施設 | 2施設 | 100.0% |
| 8 地域密着型通所介護 | 110施設 | 98施設 | 89.1% |
| 9 (介護予防) 認知症対応型通所介護 | 11施設 | 11施設 | 100.0% |
| 10 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護 | 23施設 | 22施設 | 95.7% |
| 11 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 | 38施設 | 32施設 | 84.2% |

2. 調査結果を見る上での注意事項

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・図・表中の「-」は回答者が皆無のものである。
- ・回答はnを100%として百分率で算出している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しないことがある。
- ・複数回答ができる質問では、回答比率の合計が100%を超える。
- ・複数の回答選択肢を1つにまとめて分析する場合、回答選択肢ごとの比率を合計した数値と、1つにまとめた比率の数値が異なる場合がある。
- ・本文、表、グラフにおいて、調査票の選択肢表記を簡略化している場合がある。
- ・クロス集計結果の図・表については、「無回答」があるため、全体の示す数値と一致しない。
- ・回答者数が30未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合がある。

【高齢者基礎調査】

- ・クロス集計の図表中では、居住地区の住所表記を下記のように記載する。

| 選択肢 | 記載名 |
|--|-----|
| 旭丘1～2丁目、小竹町1～2丁目、栄町、羽沢1～3丁目、豊玉上1～2丁目、豊玉中1～4丁目、豊玉南1～3丁目、豊玉北1～6丁目、中村1～3丁目、中村南1～3丁目、中村北1～4丁目、桜台1～6丁目、練馬1～4丁目、向山1～4丁目、貫井1～5丁目 | 練馬 |
| 錦1～2丁目、氷川台1～4丁目、平和台1～4丁目、早宮1～4丁目、春日町1～6丁目、高松1～6丁目、北町1～8丁目、田柄1～5丁目、光が丘1～7丁目、旭町1～3丁目、土支田1～4丁目 | 光が丘 |
| 富士見台1～4丁目、南田中1～5丁目、高野台1～5丁目、谷原1～6丁目、三原台1～3丁目、石神井町1～8丁目、石神井台1～8丁目、下石神井1～6丁目、関町北1～5丁目、関町南1～4丁目、上石神井南町、立野町、上石神井1～4丁目、関町東1～2丁目 | 石神井 |
| 東大泉1～7丁目、西大泉1～6丁目、南大泉1～6丁目、大泉町1～6丁目、大泉学園町1～9丁目、西大泉町 | 大泉 |

- ・クロス集計の図表中では、サービス種別の選択肢表記を下記のように記載する。

| 選択肢 | 記載名 |
|---|--------|
| 居宅介護支援 | 居宅介護支援 |
| 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 | 訪問系 |
| 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 | 通所系 |
| 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護 | 入所系 |
| 特定施設入居者生活介護、認知症高齢者グループホーム | 居住系 |
| 福祉用具貸与・販売 | 福祉用具 |

【在宅介護実態調査】

- ・集計・分析に係る用語の定義は、以下のとおりとする。

〈 サービスの利用の分析に用いた用語の定義 〉

| 用語 | | 定義 |
|-----|--------|--|
| 未利用 | | ・「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」のみを利用している方については、「未利用」として集計している。 |
| 訪問系 | | ・（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護を「訪問系」として集計している。 |
| 通所系 | | ・（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護を「通所系」として集計している。 |
| 短期系 | | ・（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護を「短期系」として集計している。 |
| その他 | 小規模多機能 | ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護を「小規模多機能」として集計している。 |
| | 看護多機能 | ・看護小規模多機能型居宅介護を「看護多機能」として集計している。 |
| | 定期巡回 | ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護を「定期巡回」として集計している。 |

〈 サービス利用の組み合わせの分析に用いた用語の定義 〉

| 用語 | | 定義 |
|-------------|--|---|
| 未利用 | | ・上表に同じ |
| 訪問系のみ | | ・上表の「訪問系」もしくは「定期巡回」のみの利用を集計している |
| 訪問系を含む組み合わせ | | ・上表の「訪問系（もしくは定期巡回）」＋「通所系」、「訪問系（もしくは定期巡回）」＋「短期系」、「訪問系（もしくは定期巡回）」＋「通所系」＋「短期系」、「小規模多機能」、「看護多機能」の利用を集計している。 |
| 通所系・短期系のみ | | ・上表の「通所系」、「短期系」、「通所系」＋「短期系」の利用を集計している。 |

〈 障害高齢者の日常生活自立度 〉

| 用語 | 説明 | |
|----|--|-------------------------------|
| J | 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 | |
| | J 1 | 交通機関等を利用して外出する。 |
| | J 2 | 隣近所へなら外出する。 |
| A | 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 | |
| | A 1 | 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 |
| | A 2 | 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。 |
| B | 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 | |
| | B 1 | 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 |
| | B 2 | 介助により車いすに移乗する。 |
| C | 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 | |
| | C 1 | 自力で寝返りをうつ。 |
| | C 2 | 自力では寝返りもうたない。 |

〈 認知症高齢者の日常生活自立度 〉

| 用語 | 説明 | |
|-----|---|------------------------|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。 | |
| II | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 | |
| | A 1 | 家庭外で上記IIの状態が見られる。 |
| | A 2 | 家庭内でも上記IIの状態が見られる。 |
| III | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 | |
| | B 1 | 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 |
| | B 2 | 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。 |
| IV | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 | |
| V | 著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 | |